

岩手県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 久慈市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 久慈都市計画下水道事業久慈公共下水道
- 3 事業地

(1) 収用の部分 昭和58年岩手県告示第95号、昭和63年岩手県告示第326号、平成3年岩手県告示210号、平成6年岩手県告示246号、平成10年岩手県告示1080号、平成12年岩手県告示669号、平成14年岩手県告示77号、平成14年岩手県告示822号、平成16年岩手県告示593号、平成16年岩手県告示886号、平成17年岩手県告示842号、平成23年岩手県告示第632号及び平成25年岩手県告示第155号の事業地のうち、久慈市長内町第33地割地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

- 4 事業施行期間 昭和58年2月1日から平成35年3月31日まで